

# 旅費規程

## (目的)

- 第1条 この規程は、山梨県社会保険労務士会(以下、「当会」という。)が、当会の会員(以下、「会員」)が会務のため出張し又は会議に出席する者に支払う旅費等に関し必要な事項を定めることにより、支払基準の公正及び事務の効率化を図ることを目的とする。
- 2 本規程の旅費等とは、交通費、宿泊料及び日当とする。

## (交通費)

- 第2条 目的地までの主な移動手段として公共交通機関を利用する場合には、最寄りの乗り場から目的地までの実費を支給する。県外に出張の場合は、電車(グリーン車は除く)、バス、飛行機(エコノミークラスのみ)、船舶、自家用車両を利用することができる。最寄りの駅等から目的地までの交通の便が悪い場合には、会長の判断によりタクシーを利用することができる。
- 2 目的地までの主な移動手段として自家用車両を利用する場合には、一般的なガソリン代及び高速道路利用料の実費並びに駐車場代の実費を支給する。
- 3 自家用車両を利用した場合のガソリン代については、出発地から目的地までの一般的な順路を元に算出するものとする。
- 4 目的地が県外で自家用車両を利用した場合には、ガソリン代及び高速道路利用料の実費並びに駐車場代の実費の合計額に上限を設けることとし、公共交通機関を利用した場合の一般的な交通費の金額を上限とする。
- 5 ガソリン代を算出する時に距離に乗じる単価は、20円/kmとし、ガソリン単価及び自家用車両の燃費性能を勘案して適時変更するものとする。
- 6 前各項に関わらず、別規程において交通費の支給が定められている場合には、その規程の定めによるものとする。

## (宿泊料)

- 第3条 宿泊料は宿泊数に応じて、実費を支給するが、1日18,000円を上限とする。

## (日当)

- 第4条 日当は、目的地及び拘束時間により、別表のとおり支給する。ただし、拘束時間は、目的地が県内の場合には、会議の開始から終了までの時間、目的地が県外の場合には出発から帰着までの時間、オンラインの場合には、開始から終了までの時間とする。
- 2 前項に関わらず、別規程において出張等の日当が定められている場合には、その規程の定めによるものとする。
- 3 県外への宿泊を伴う出張において、移動のみを行う日については、日当は支給しないものとする。

## (旅費の精算)

- 第5条 旅費は、出張前に概算払いすることができる。ただし帰着後速やかに精算しなければならない。

## (打切り旅費)

- 第6条 旅費は、予算の関係上必要がある場合は会長の判断により打切り旅費とすることができる。

(その他)

- 第7条 旅行の途中において天災、傷病その他やむを得ない事由により迂回又は滞在したときは、医師の診断書又はその事実証明がある場合に限り、必要な旅費を支給する。
- 2 連合会その他関係機関から当該出張に対する費用の支弁があった場合は、それに相当する旅費は支給しない。

(旅費の承認等)

- 第8条 旅費の支給は、事務局長が会長の承認のもとに行う。
- 2 旅費の支給に疑義ある時は、会長が関係者の意見を聞き裁定する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

別表

目的地	交通費	日当		宿泊料
		拘束時間	金額	
県内	実費	2時間未満	支給なし	実費 上限18,000円
		2時間以上 4時間未満	1,000円	
		4時間以上	2,000円	
県外 (1日毎)	実費	5時間未満	5,000円	
		5時間以上	10,000円	
オンライン	支給なし	2時間未満	支給なし	
		2時間以上 4時間未満	1,000円	
		4時間以上	2,000円	

- 附則1 この規程は、平成4年4月1日より実施する。
- 附則2 本則により旅費を請求するときは様式1号及び2号により行うこととする。
- 附則3 改正は、平成8年1月1日から実施する。
- 附則4 改正は、平成19年1月15日から実施する。
- 附則5 改正は、令和5年10月1日から実施する。
- 附則6 改正は、令和7年10月1日から実施する。